

大規模な首都直下地震に備え、防災訓練を行いました。

平成21年9月8日

9月3日（木）高崎河川国道事務所では、大規模な首都直下地震の発生に備え、総合地震防災訓練を実施しました。

この訓練は、毎年「防災の日」にあわせて実施しているもので、今年度は、事務所職員の約8割、100名（訓練参加者約80名、訓練補助者約20名）が参加しました。

訓練は、平日早朝に東京湾を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生、群馬県南部で震度5弱、北中部で震度4との想定で開始しました。

また、今回初めて、陸上自衛隊第12旅団と災害情報の相互交換を実施しました。

【訓練概要】

首都直下地震が発生した場合には、群馬県内の震度如何に関わらず、高崎河川国道事務所は、「首都直下地震非常体制」に入り、職員は、自動的に非常参集先に参集して、震後行動を実施します。

今回の訓練では、地震発生後の行動すべき内容について、高崎河川国道事務所業務継続計画（以下「高崎BCP」という。）に基づき、以下に示す内容について検証を行いました。

- ① 防災初動要員による高崎河川国道災害対策支部「非常体制」の設置訓練
- ② 高崎BCPの時系列による行動内容の検証
- ③ 本部（関東地方整備局）、群馬県内の自治体、警察、高速道路、ライフライン企業者等（ダミー機関を設置）との被災情報の連携訓練
- ④ 防災エキスパートからの携帯電話写メールの情報提供訓練
- ⑤ 陸上自衛隊第12旅団が所有する災害情報と、高崎河川国道事務所が所有の災害情報の相互交換訓練

【訓練結果】

今回の訓練は、早朝に地震が発生したという想定なので、30分経過後の参集職員は27名、1時間経過して44名、2時間経過して54名と、本番さながらの人員で、職員一人一人の真剣さと迫力が伝わった訓練でした。

その中で、高崎河川国道災害対策支部「非常体制」の設置は、事前に支部の設置訓練を実施していたので、少人数で目標とする30分以内での設置が完了しました。

また、河川・道路のパトロールも目標とする時間で完了しました。

反省点としては、収集した情報の仕分け、特に重要な情報と破棄して良い情報の整理方法、そして収集した情報の共有化に課題が残りました。



平成21年9月3日に行われた、訓練状況です。

高崎河川国道事務所では、今後とも大規模地震を始めとした、災害が発生した場合に備え、災害対処能力の向上に努めて参りますので、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。